

第13回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成21年5月29日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所裁判員候補者待合室及び第1評議室

3 出席者等

(委員)

石崎功二委員, 河合良房委員, 熊谷豊一委員, 田邊三保子委員, 辻浩一郎委員, 寺島美紀子委員, 中村直文委員(委員長), 花井泰子委員, 平井純子委員, 正木秀明委員(五十音順)

(事務担当者)

榎原明総務課長, 杉山由宣総務課課長補佐

4 議題

「裁判員制度における評議について」

5 議事

(1) 新委員の紹介(自己紹介)

辻浩一郎委員, 正木秀明委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 前回の意見に基づく調査結果の報告(説明者: 地裁総務課長)

裁判所の企業訪問に際し行った裁判員制度のための有給休暇制度の導入状況についてのアンケートの結果(対象45社中, 回答を得た38社のうち18社が裁判員休暇制度を導入)について報告

(4) 模擬評議要領, 手続の説明(説明者: 田邊三保子委員)

(5) 広報用映画「裁判員」視聴(法廷シーンのみ)

(6) 模擬評議

上記の映画を観た上で、実際の評議室へ移動して、学識経験者委員6人と裁判官委員1人及び裁判官2人（委員でない裁判官）の9人で約80分間の模擬評議を行った。その他の法曹委員は傍聴した。

（7）意見交換

別紙のとおり

（8）次回の意見交換の主なテーマ等について

ア 次回のテーマは、「裁判員裁判の運用について」及び「裁判所庁舎について望むこと」とされた。

イ 弁護士委員より提案の「裁判所利用者へのアンケートの実施」については、対象者や質問内容についての十分な検討が必要であり、提案委員において他庁の実施例を参考とするなどして再度提案いただくこととなった。

（9）次回期日

平成21年11月20日（金）午後1時30分

(別紙)

(A委員) 今回の模擬評議では、裁判官から丁寧な解説付きで話を進めてもらったが、実際の評議でも今回のように進行するのか。

(B委員) 本番ではもっと時間があるので、解説もゆっくりとしたペースで行われ、解らないことなども説明することになる。評議をどのように進めるかは難しいところだが、裁判員がどうしたら意見を言いやすいかを考えるのが工夫のしどころだと思う。

(C委員) 評議では、裁判官に導いてもらわなければ自分から発言することは難しいと感じた。今回のように導いてもらえたのはありがたいと思った。また、模擬評議に参加して、裁判官の日頃の苦勞や議論の様子などを窺い知ることができたと思う。

(B委員) 評議をどう進めたらよいかについては、そうした意見を伺いながら検討していきたい。

(D委員) 裁判官の説明を聞いて、裁判員として判断をする際に、どのように考えを進めて行くのかが分かった。評議において最初に裁判官の意見を聞くと、それが全てになってしまうのではないかと感じた。

(B委員) 裁判官として、自分はこう考えるということは言わなければならないが、裁判官の意見の方向へ結論を引っ張ってしまっはいけない。裁判官としても、裁判員の方の意見を聞いて気付かされることもあるので、お互いの意見がかみ合えば、良い評議ができると考える。

(E委員) 今回、評議において主張整理表を示されたが、実際の評議においても、そうした書面は提供されるのか。

(B委員) 検察官や弁護人が、それぞれ言葉をかみ砕いて分かりやすく主張し、資料も提出されるので、それらで足りると考えるが、非常に複雑な事件等では整理表が必要になることもあると考える。

(A委員) 今回、評議の中で量刑資料を見せてもらったが、ある事案の被告人が

これまでどのような刑に処せられてきたかということを知らずに評議に参加する者にとっては、これまでの例を見ることは大変参考になるし、見ないと意見が言えない。

(C委員) 刑の幅や分布を見ないと判断が付かないし、意見が妥当かどうかも全く分からない。大体この辺りというものをベースにしないと議論していけないと思う。何もないところで議論をする自信はない。

(F委員) 今日の評議では、論点はほぼ出尽くしていた気がする。市民の皆さんは、視野を広く持たれているというのが実感である。ただ、主張整理表の記載にやや引きずられたようにも思った。弁護人の立場からすると、論点をしっかり挙げないといけないと感じた。

議論の中で、前科前歴の点、被害弁償の点については、余り重要視されなかったようであり、我々とは視点が違うのかなと感じた。

評議では、刑務所に入ることによって被告人が良くなるのか、悪くなるのかという視点は出ていなかったように思う。それ以外の論点はほとんど出ていた。

(G委員) 検察官は、主張責任を負っており、最終的には論告において主張をすることになる。今日の模擬映像では詳細な論告は行われなかったが、それでも必要な論議はされており、市民の良識は確かなものだと感じた。刑事裁判においては、良い意味でも悪い意味でも証拠が全てである。今回の模擬評議で用いた事例では、被告人の陳述、経営者の証言内容を記載した調書が証拠となっていたが、本件のような放火の事案の実際の裁判では、焼け焦げた様子を写真で示したり、犯行が行われた時間帯、場所等の状況、つまり、着の身着のまま逃げ出さなければならない事態であったということ、犯行現場付近の民家の密集の度合い、経営者が従業員をたたき起こした際の緊迫感なども示すことになる。

被害額の多寡にしても、被害者が上場企業と個人経営者では自ずと痛

手は異なり，本件の場合，個人経営者が受けた被害は経営に直結する痛手であるというような損害の実質についても触れることになる。また，本件では，経営者は，6人もの従業員を住み込ませているとの設定であったが，そのように良心的な経営者であるといった点についても，証拠があれば立証していくことになるなど，実際の裁判では，もっと多くの事柄が主張，立証されることになる。

また，自首については，反省という面での検討がされていたが，自首の意義は，捜査機関に発覚する前に犯罪事実を申し出る点にある。本件については，現場の状況等から，誰がやったのかが判明するのは時間の問題であると思われ，量刑を下げるような事情にはならないという点についても立証することになる。

評議で示された主張整理表については，双方の主張を左右に並べて記載がしてあることから，一見するとこれら是对立する主張を記載してあるように見えるが，そうではない部分もある。この点は，言葉で補う必要があると思った。

本件放火は，重大な結果とはならなかったため，検察官の求刑も低かったが，この点についても，たまたま運がよかったから低い求刑になったという点についても解りやすく説明していかなければならないと思った。

(D委員) 被告人は会社を辞めさせられたため，犯行に及んだという設定だったが，被告人の仕事ぶりについて，辞めさせられて当然の仕事ぶりだったかどうかというところを納得できるように主張されたとしたら，裁判員としての意見も変わってくると思う。

(G委員) 裁判では，仕事上のミスの中身，会社にいつから勤めていて，働きぶりはどうだったのかという点を，他の従業員や経営者により明らかにしなければならぬだろう。

- (H 委員) 今回は時間が短く , 判断するには情報が足りないと感じたが , 裁判員裁判が 3 日間で行われるとして , 3 日という間にどのくらいそうした情報が明らかになるのかについて , 不安がある。
- (B 委員) 公判前整理手続においてそれぞれの主張に必要な十分な証拠を申し出てもらわなければならないが , 証拠が多すぎると裁判はわかりにくくなるのではないかという懸念もある。証拠を見ないで行なう公判前整理手続の中で必要な証拠の数を読み切るのは難しいが , 大切なところだと思う。
- (F 委員) 模擬評議のような事例の場合 , 弁護士としては , 被告人の同僚から嘆願書を取り付け , 公判前整理手続において証拠として提出することもあり得る。こうした場合 , 検察官は同僚に対し , 嘆願書は本当に同僚自らが書いたものかを予め確認する可能性があるが , このような検察官との接触により , 同僚は動揺するかもしれない。こうした点を踏まえると , 裁判員裁判においては , 証拠を先に提出しなければならないことは , 弁護人の立場としては辛いものがある。
- (C 委員) 今回の評決では , 裁判官は 3 人とも実刑 , 裁判員は 4 人が執行猶予 , 残り 2 人は迷った上での実刑との意見であり , 場合によっては , 裁判員 6 人ともが執行猶予を選択することもあり得た。裁判官 3 人ともが実刑を選択しても , 裁判員 6 人が執行猶予の意見となれば評決の結果は執行猶予となるということである。このように , これまでは実刑とされていた事案が裁判員裁判では執行猶予ということになるなど , 量刑がこれまでと大きく変わることになるのが妥当なのかどうか , 裁判員と裁判官の結論が乖離した場合 , 量刑が不当に軽くなることはないかという点で不安を覚えた。
- (D 委員) 裁判官と裁判員の意見が分かれて裁判官 3 対裁判員 6 という結論になったときには , 本当にこれで良かったのかと思うことになるかもしれない。

- (B 委員) 最終評決までには十分な議論が必要である。十分な議論をして裁判官と裁判員の考えをすり合わせるところで見えてくるものがあると思う。本件は、議論によって評決がどうなるかは微妙な事件であり、議論を尽くすことが必要な事件であったと思う。議論の中で新しい刑の幅ができていくことに、刑事裁判に市民が参加することの意味があるのだと思う。
- (I 委員) いろんな資料を合わせて見て、9人で考えていくことに意味がある。意見は議論をすることで自ずと近寄っていくものである。
- (G 委員) 裁判員法は、長い目で見ると必要がある。結果として妥当でない結論が出た場合、社会として、人ごとではなく自分が被告人の立場だったらどうかということを考えることになる。その場の判決1件1件がぶれたとしても、時間が経てば幅にぶれのないものになることを期待して法律ができている。
- (B 委員) 裁判員制度導入によって、国民がどう変わるかは、少し長い目で見ると必要がある。